

江東区学校園用務業務等委託プロポーザル実施要領

1 件名

江東区学校園用務業務等委託

2 目的

学校園の用務業務等委託にあたり、円滑な学校運営を遂行するため、高い技術、豊富な経験、確実な実行力を備え、地域、教職員、保護者、子ども達と高い信頼関係を築くことができる業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施いたします。

3 業務の概要

(1) 履行場所

- ① 有明小学校・有明中学校・第二辰巳小学校（以下「Aグループ」という。）
- ② 八名川小学校・平久小学校・平久幼稚園（以下「Bグループ」という。）
- ③ 元加賀小学校・東川小学校（以下「Cグループ」という。）
- ④ 第七砂町小学校・東砂小学校（以下「Dグループ」という。）
- ⑤ 第三砂町中学校・南砂中学校（以下「Eグループ」という。）
- ⑥ 亀高小学校・東陽中学校・南陽幼稚園（以下「Fグループ」という。）
- ⑦ 辰巳中学校・豊洲幼稚園（以下「Gグループ」という。）

※ 上記のほかに、新規委託校として5校（園）程度を委託する予定です。受託候補者の選定後、上位の事業者から個別に契約交渉させていただく予定です。

なお、新規委託校は、第2次審査頃に学校（園）名等をご提示する予定です。

(2) 業務内容

- ① 環境整備業務（校（園）舎内外の清掃、ごみの収集・分別、樹木の剪定等）
- ② 施設維持・修繕業務（電気器具の保守、建具の補修、校（園）庭整備等）
- ③ 校（園）務・庶務的業務（来客受付、文書交換、会議の準備等）
- ④ 学校安全対策・災害対策業務（災害発生時の対応等）
- ⑤ 施設管理業務 ※実施校のみ（機械警備のセット・解除、施設利用者の対応等）

※詳細は別途、仕様書を確認してください。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 契約は1年単位としますが、履行状況を確認し、業務執行状況が良好な場合には、契約を2回まで更新することができます。

(4) 予算の上限額（目安）

- ① Aグループ 52,838千円（税込）
- ② Bグループ 34,704千円（税込）
- ③ Cグループ 27,294千円（税込）
- ④ Dグループ 27,294千円（税込）
- ⑤ Eグループ 27,294千円（税込）
- ⑥ Fグループ 37,301千円（税込）
- ⑦ Gグループ 23,654千円（税込）

※ 令和5年度予算案が、成立した場合の目安になっております。

4 参加者の資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 江東区競争入札参加資格を有していること。
- ③ 江東区において指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号）第2条第2項第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営に関与している法人もしくはこれに準ずる者でないこと。
- ⑥ 江東区又はその近郊に事業所を有していること。
- ⑦ 地方公共団体において、令和元年度から令和3年度の3年間のうち、2年以上継続して学校用務業務の受託実績があること。
- ⑧ いずれのグループも受託可能であること。

5 選定手順・審査方法・日程

(1) 選定手順

公募型プロポーザル方式により次の手順で受託候補者を選定します。

① 第1次審査（書類審査）

下記6（2）により提出された企画提案書等により第1次審査を実施します。応募者多数の場合は、第1次審査通過者として上位5事業者程度を選定します。

<審査結果>

第1次審査の結果は、全参加事業者に対して、メールでお知らせします。第1次

審査通過者に対しましては、第2次審査の日程等を併せてお知らせします。

② 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第1次審査通過者によるプレゼンテーション及び提案内容のヒアリングを行い、第2次審査を実施します。各評価項目の評価点の合計が高い順に受託候補者として選定します。プレゼンテーションは15分、ヒアリングは10分です。

なお、プレゼンテーション用に資料（パワーポイントを含む。）の作成及び配付（12部）の準備をお願いいたします。第2次審査のご案内の際に、別途お知らせいたします。

<審査結果>

第2次審査対象者に対して、選定又は非選定の最終結果を郵送とメールでお知らせします。

（2）審査方法

審査は、江東区学校園用務業務等委託事業者選定委員会において、次の評価基準に基づき実施し、本業務に適していると認められる受託候補者を選定します。

なお、会議は、非公開です。

【第1次審査 評価基準】

評価項目	評価内容	提案を求める事項
① 基本的な考え方	学校での業務実施に当たり、提案の前提となる基本的な考え方が適正であるか。	○学校用務業務等の遂行に当たっての基本的な考え方（コンセプト）
② 適正な請負業務	質の高い安定した業務を遂行するために、重視する点、工夫、特徴などが具体的に示され柔軟に業務が履行できる体制と	○業務請負を適正に遂行するための取組方法 （労働者派遣と業務請負（委託）の明確な区分）
③ 学校とのかかわり方	なっているか。	○教職員・児童生徒・保護者等とのかかわり方
④ 教育・研修体制	従事者の教育・研修に対し、適切に取り組んでいるか。	○従事者への教育、研修、事前準備体制
⑤ 業務の実施体制	人員配置等の業務の実施体制は適切であるか。 欠員が生じた場合等の応援体制は整備されているか。	○学校用務業務等に適した人材及び人員配置の考え方（確実に履行できるシフト表） ○従事者の臨時又は長期的な欠員が生じた場合のバックアップ体制 ○学校行事等における応援体制

⑥ 学校安全対策・苦情処理体制	学校安全対策や苦情処理体制が整備されているか。	○災害発生時、不審者侵入時等への対応及び業務履行や従事者に対する苦情処理への対応についての考え方・体制
⑦ 個人情報管理	個人情報の保護について、適正な管理体制であるか。	○個人情報管理のあり方、従事者に対する教育への取組方法
⑧ 法令遵守	法令を遵守し、円滑かつ柔軟に業務が履行できる体制となっているか。	○法令違反をおこさないための取組方法
⑨ 費用対効果	見積りが適正かどうか。	○適正な見積額（予算上限額内）
⑩ 業務実績	実績があるか。	○江東区の実績・他自治体の実績
⑪ その他	学校用務業務等の遂行にあたり、特にアピールできるもの等	○学校用務業務等に関する事業者からの提言

※ 下記6(2)記載の企画提案書の作成時には、評価項目の順で作成してください。順番どおりでない場合は、評価項目の記載が読み取れない等、評価されない場合がありますのでご注意ください。

【第2次審査 評価基準】

評価項目	評価内容
1 企画提案を実現する力	企画提案を実現できる体制か。また、具体的な取り組みを実現できる現場力があるか。
2 学校現場での対応力	学校環境に適した対応を行えるか。また様々な場面で臨機応変に対応できるか。
3 その他（江東区における取組）	江東区の教育に対する基本的な考え方を理解し対応することができるか。

※ 上記の他、既委託校における履行評価（校長・副校長・PTA会長による評価が高い）及び経営状況（経営状況が良好であり信頼性・信用性が高い）を加味します。

(3) 履行場所の決定

履行場所は、受託候補者の選定後、第2次審査の評価点の合計が高い事業者より希望順位申込書（様式7）の記載に基づき決定します。

(4) 日程

日時	内容
令和4年10月11日（火）	実施要領の公表
10月21日（金）	質問提出期限（午後5時まで）

10月26日(水)	質問に対する回答
10月28日(金)	参加申込書提出期限(午後5時まで)
11月4日(金)	企画提案書等提出期限(午後5時まで)
11月28日(月)(予定)	第1次審査(書類審査)
12月5日(月)(予定)	結果通知(メール)
12月13日(火)(予定)	第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
令和5年1月5日(木)(予定)	結果通知(郵送及びメール)

(5) 受託校数の制限について

1事業者あたりの受託校総数は20校を上限とし、令和4年度に受託している学校以外で新たに受託できる校数は1事業者あたり3校までとします。

但し、小学校併設幼稚園について、当該小学校受託事業者においてはこの限りではありません。

6 参加方法

(1) 参加申込み

① 提出書類

参加を希望する者は、以下の書類を各1部提出してください。

ア プロポーザル参加申込書(以下「申込書」という。)(様式1)

イ 会社概要(創立からの沿革、組織、用務業務を受託している部署、社員数などがわかる会社案内・パンフレット等)

③ 提出方法

下記10 連絡先へ郵送又は持参してください。

④ 申込期間

令和4年10月11日(火)～10月28日(金)

<受付時間> 平日午前9時～午後5時(正午から午後1時の間は除く。)

※土日祝は受付できません。

④ 質問の受付及び回答

ア 質問は、質問書(様式2)により、下記10 連絡先のメールアドレスへ提出してください。なお、質問者への個別回答は行いません。

<受付期限> 令和4年10月21日(金)午後5時まで

※ 電子メールの件名は、【用務プロボ質問事項】としてください。

イ 回答は、令和4年10月26日(水)までに区ホームページに公表します。

⑤ その他

申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届(様式3)を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

申込書を提出した事業者は、仕様書に基づく業務内容を実施するにあたっての基本的な考え方や対応方法について企画提案書を作成し、その他添付書類とともに期限までに提出してください。

① 提出書類・部数

- ・各「様式（４～７）」は、実施要領の公表と同時に区ホームページに公表します。所定の様式で作成してください。

提出書類	提出部数
1 企画提案書（正本） 表紙（様式４）に、企画提案内容、業務実績を合わせたもの。	1 部
2 企画提案書（副本） 表紙（様式５）に、企画提案内容、業務実績を合わせたもの。 ※ 事業者名が特定できる表現やロゴマーク等を記載しないでください。	1 2 部
3 企画提案概要（様式６）（正本１部、副本１２部）	1 3 部
4 法人登記事項証明書又は登記簿謄本（コピー不可）	1 部
5 定款又はこれに代わるもの	1 部
6 直近３年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）	1 部
7 希望順位申込書（様式７）	1 部
8 見積書（グループごとに作成。積算内訳書含む。）	1 部

※ 注意事項

- ・ 提出書類１・２「企画提案書（正本・副本）」は、３０ページ以内（表紙は含まず）で、両面印刷の上、ホチキス留めし、ご提出してください。
添付の「企画提案内容」は、A４版縦（横書き）、評価項目順に作成してください。また、「業務実績」には、地方自治体での平成２９年度から令和３年度の学校用務業務の実績（発注者・業務内容・金額・契約期間等）を記載してください。
- ・ 提出書類２「企画提案書（副本）」には、参加事業者名が特定できる表現やロゴマーク等を記載しないでください。
- ・ 提出書類３「企画提案概要」は、企画提案内容の各項目のポイントを絞って要点を記入いただくものです。A４用紙１枚（両面印刷）で作成してください。
- ・ 提出書類７「直近３年分の財務諸表」を冊子等で作成している場合は、コピー

をご提出ください。

- ・ 提出書類 8 「見積書」は、任意様式としますが、少なくとも「人件費に係る内訳」、「学校園での業務に係る内訳」を税込で記載してください。ファイルなどに収納せず、ホチキス留めしてください。あて先は教育委員会事務局次長としてください。

② 提出方法

下記 10 連絡先へ郵送又は持参してください。

※ 未着・遅延等の場合、原因の如何を問わず、当区は責任を負いません。

③ 提出期限

令和 4 年 1 1 月 4 日（金）午後 5 時必着

<窓口受付> 平日午前 9 時～午後 5 時（正午から午後 1 時の間は除く。）

※土日祝は受付できません。

※期限までに必要書類がすべて揃っていないものは受理できませんのでご注意ください。

7 選定結果の公表

契約締結後、速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

① 候補者の名称、総合点及び選定理由

② ①以外の参加者の名称及び総合点

※ ①以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※ 参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

8 契約手続

① 契約交渉の相手方に選定された候補者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

② 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9 その他

① 企画提案書及び見積書については、1 者につき 1 提案に限ります。

② 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできません。但し、江東区から指示があった場合を除きます。

③ 申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め

ることがあります。

- ④ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ⑤ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。但し、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。
- ⑥ 提出された書類等は、一切返却いたしません。
- ⑦ 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案（申込書を含む）を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とします。
- ⑧ 企画提案書について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例の規定に基づき提出書類等を公開いたします。
- ⑨ 本プロポーザルにおいて入手した区の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁じます。
- ⑩ 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じません。
- ⑪ 本件契約は、令和5年第1回区議会定例会における令和5年当初予算の成立を前提としており、契約が中止または変更となる場合があります。

10 連絡先

江東区教育委員会事務局庶務課教育政策調整係 担当：福田・鈴木

住所：〒135-8383 江東区東陽4-11-28（江東区役所6階1番窓口）

電話：03-3647-8542 Fax：03-5690-6911

E-mail：580106@city.koto.lg.jp

令和 年 月 日

江東区学校用務業務等委託プロポーザル参加申込書

教育委員会事務局 次長 あて

会社名

所在地

代表者名

印

江東区学校用務業務等委託プロポーザルに参加したいので、会社概要を添えて申し込みます。なお、本書の記載事項は、事実と相違ないこと及び当社が本プロポーザルの参加資格を有していることを誓約いたします。

担当者氏名

部署名

電話番号

FAX 番号

E-mail

江東区学校用務業務等委託プロポーザル質問書

江東区学校用務業務等委託プロポーザルに応募するにあたり、以下の項目を質問します。

会 社 名	
部署・担当者氏名	フリガナ
電 話 ・ F A X	
E-mail	
【質問内容】	

質問書は、令和4年10月21日（金）午後5時までに、電子メールにて送信してください。

送信先：江東区教育委員会事務局 庶務課 教育政策調整係 担当：福田・鈴木
E-mail 580106@city.koto.lg.jp

令和 年 月 日

江東区学校用務業務等委託プロポーザル辞退届

教育委員会事務局 次長 あて

会 社 名

所 在 地

代表者名

印

江東区学校用務業務等委託プロポーザルについて、参加の申込をいたしました
が、以下の理由により辞退いたします。

(理由)

江東区学校用務業務等委託企画提案書

【正 本】

事業者名

江東区学校用務業務等委託企画提案書

【副 本】

企画提案概要

様式 6

会社名（正本のみ記載）	
① 学校用務業務等の遂行に当たっての基本的な考え方（コンセプト）	
② 業務請負を適正に遂行するための取組方法	
③ 教職員・児童生徒・保護者等との関わり方	
④ 従事者への教育、研修、事前準備体制	
⑤ 人材及び人員配置の考え方と、臨時又は長期的な欠員が生じた場合のバックアップ体制・学校行事等における応援体制（*裏面もご記入ください。）	
⑥ 災害発生時、不審者侵入時等への対応及び業務履行や苦情処理への対応についての考え方・体制	
⑦ 個人情報管理のあり方、従事者に対する教育への取組方法	
⑧ 法令違反をおこさないための取組方法	
⑨ その他、学校用務業務等に関する事業者からの提言	

《 各項目の要点を1頁にまとめて記入してください。企画提案書内に綴じこまないでください。 》

<⑤ 人材及び人員配置の考え方とバックアップ体制・応援体制について>

下欄にご回答ください。

1 配置人数

※ 実際に作業する方の人数を、“◇名”又は“△～□名”とご記入ください。

巡回勤務者（エリアマネージャー等）の有無も選択してください。

【↓第七砂町小学校の規模を想定してご記入ください。】

午前	午後	巡回勤務者
名	名	有 ・ 無

2 業務責任者の体制

※ 該当するものを○で囲ってください。

常駐 ・ 巡回 ・ 巡回+各校にリーダー配置 ・ その他（ ）

3 従事者の不測の事態が発生した場合バックアップ体制・学校行事等における応援体制

※ 自由にご記入ください。

(1) 従事者の急病等による欠員等、不測の事態が発生した場合の対応（臨時・長期）
(2) 学校行事等における応援体制

令和 年 月 日

江東区学校用務業務等委託プロポーザル希望順位申込書

教育委員会事務局 次長 あて

会社名

所在地

代表者名

印

江東区学校用務業務等委託プロポーザルについて、希望順位を下記のとおり
申し込みます。

記

受託希望順位

第1希望	グループ
第2希望	グループ
第3希望	グループ
第4希望	グループ
第5希望	グループ
第6希望	グループ
第7希望	グループ

※ 必ず第7希望までご記入ください。最終的な評価点の合計が高い事業者から、この希望順をもとに受託グループを割り当てます。なお、希望順位の変更は出来ません。

担当者氏名

部署名

電話番号

FAX 番号

E-mail